

「原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案」（第197回国会閣法第2号）に対する国民民主党修正案の概要

内閣提出法案である「原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案」について、以下の6点の修正を行うこととする。

1. 目的規定の適正化

目的規定（第1条）中の「原子力事業の健全な発達」を「原子力事業の健全性の確保」に改める旨の改正規定を追加すること。

2. 国の責務の明確化

国は、原子力政策の推進に伴う社会的な責任に鑑み、この法律の目的を達成するため、万全の措置を講ずるものとする旨の改正規定を追加すること。

3. 原子力事業者の無過失責任の例外事由の厳格化

原子力事業者の無過失責任の例外事由について定める規定（第3条第1項ただし書）中の「異常に巨大な天災地変」を「過去に経験したことのない異常に巨大な天災地変」に改める旨の改正規定を追加すること。

4. 賠償措置額の引上げ

損害賠償措置の内容について定める規定（第7条第1項）中の賠償措置額について、現行法では「千二百億円」と定

められているのを「二千四百億円」に引き上げる旨の改正規定を追加すること。

※ 引上げの際に、民間保険会社が二千四百億円の保険を引き受ける準備が整うまでは、引き続き千二百億円を措置すれば足りる旨の政令を定めることが可能（閣法の附則第8条）。

5. 原子力事業者の和解案の受諾

原子力事業者は、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案について、その内容が著しく不合理でない限り、これを受諾しなければならないこと等とする旨の改正規定を追加すること。

6. 検討条項の追加

附則に、次のような検討条項を追加すること。

- ① 政府は、この法律の公布後五年以内に、国内外の保険市場の動向、原子力事業者の事業環境の変化、原子力発電所等での事故発生危険性に対する評価等を踏まえ、第7条第1項の賠償措置額の引上げについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ② ①に定めるもののほか、政府は、この法律の公布後五年以内に、原子力事業者の利害関係者の責任の在り方、原子力損害賠償制度における国の措置の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

以上